三原市立南小学校 いじめ防止基本方針

平成 30 年 3 月 13 日改訂

１　はじめに

学校教育において，今，「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっている。また，近年の急速な情報技術の発展により，インターネットへの投稿など，新たないじめ問題が生じ，いじめはますます複雑化，潜在化する様相を見せている。

こうした中，今一度，すべての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し，学校長のリーダーシップのもと，組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。

このため，本校では，平成２５年に成立した「いじめ防止対策推進法 第 13 条」により，南小学校全ての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう，いじめ早期発見の手だてやいじめが起きた場合の対応の在り方，いじめの未然防止，早期発見，早期対応等のポイントを具体的に示し，いじめ問題を学校全体として正しく理解，対応，解決するため，「いじめ防止基本方針」としてここに作成した。

２　国の基本方針について

（１）いじめの防止等の対策に関する基本理念

○いじめは，全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は，全ての児童生徒が安心して学校生活を送り，様々な活動に取り組むことができるよう，学校の内外を問わず，いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

○全ての児童生徒がいじめを行わず，いじめを認識しながら放置することがないよう，いじめの防止等の対策は，いじめが，いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて，児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

○いじめの防止等の対策は，いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ，国，地方公共団体，学校，地域住民，家庭その他の関係者の連携の下，いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（２）基本方針の内容

○いじめの問題への対策を社会総がかりで進め，いじめの防止，早期発見，いじめへの対処，地域や家庭・関係機関間の連携等をより実効的なものにするため，法により新たに規定された，地方公共団体や学校における基本方針の策定や組織体制，いじめへの組織的な対応，重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに，これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止等のための取組を定めるものである。

○国の基本方針の実現には，学校・地方公共団体・社会に法の意義を普及啓発し，いじめに対する意識改革を喚起し，いじめの問題への正しい理解の普及啓発や，児童生徒をきめ細かく見守る体制の整備，教職員の資質能力向上などを図り，これまで以上の意識改革の取組とその点検，その実現状況の継続的な検証の実施が必要である。

３　いじめの定義

「いじめ」とは，児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（具体的ないじめの態様）

〇執拗に冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる
〇執拗に仲間はずれ，集団による無視をされる
〇執拗に軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする
〇意図的に体当たりをされたり，叩かれたり，蹴られたりする
〇金品をたかられる
〇金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする
〇嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする
〇パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷や嫌なことをされる等

４　いじめの理解

いじめは，どの子供にも，どの学校でも，起こりうるものである。とりわけ，嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は，多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また，「暴力を伴わないいじめ」であっても，何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで，「暴力を伴ういじめ」とともに，生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

加えて，いじめの加害・被害という二者関係だけでなく，学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性），「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や，周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い，集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

５　いじめ防止についての基本的な方向

（１）いじめの防止

いじめは，どの子供にも，どの学校でも起こりうることを踏まえ，より根本的ないじめの問題克服のためには，全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり，全ての児童生徒をいじめに向かわせることなく，心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み，いじめを生まない土壌をつくるために，関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため，学校の教育活動全体を通じ，全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し，児童生徒の豊かな情操や道徳心，自分の存在と他人の存在を等しく認め，お互いの人格を尊重し合える態度など，心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また，いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し，その改善を図り，ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて，全ての児童生徒が安心でき，自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。また，これらに加え，あわせて，いじめの問題への取組の重要性について，地域，家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

（２）いじめの早期発見

いじめの早期発見は，いじめへの迅速な対処の前提であり，全ての大人が連携し，児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため，いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり，遊びやふざけあいを装って行われたりするなど，大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し，ささいな兆候であっても，いじめではないかとの疑いを持って，早い段階から的確に関わりを持ち，いじめを隠したり軽視したりすることなく，積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため，定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により，児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに家庭，地域と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

（３）いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合，学校は直ちに，いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し，いじめたとされる児童生徒に対して事実を確認した上で適切に指導する等，組織的な対応を行うことが必要である。また，家庭や教育委員会への連絡・相談や，事案に応じ関係機関との連携が必要である。

このため，教職員は平素より，いじめを把握した場合の対処の在り方について，理解を深めておくことが必要であり，また，学校における組織的な対応を可能とするような体制を整備しておくことが必要である。

（４）地域や家庭との連携について

社会全体で児童生徒を見守り，健やかな成長を促すため，いじめの問題について学校関係者と地域，家庭との連携が必要である。

また，より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため，学校と家庭，地域が組織的に連携・協働する体制を構築する必要がある。

（５）関係機関との連携について

いじめの問題への対応においては，例えば，学校においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず，その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには，関係機関（警察，児童相談所，医療機関，法務局等）との適切な連携が必要であり，警察や児童相談所等との適切な連携を図るため，平素から，学校と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など，情報共有体制を構築しておくことが必要である。例えば，教育相談の実施に当たり必要に応じて，医療機関などの専門機関との連携を図ったり，法務局など学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど，学校が，関係機関による取組と連携することも重要である。

６　組織の設置について

いじめ問題への取組にあたっては，学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち，学校全体で組織的な取組を行う必要がある。本校では，いじめ問題への組織的な取組を推進するため，学校長が任命したいじめ問題に特化した機動的な「いじめ防止委員会」を設置し，そのチームを中心として，教職員全員で共通理解を図り，学校全

体で総合的ないじめ対策を行う。

具体的な取組としては，年間計画の作成・実行，いじめに関する情報収集・記録・共有，記録の保存・引き継ぎを行う。また，いじめが起きた際に，いじめであるかどうかの判断を行い，いじめの情報共有・事実関係の聴取・指導や支援体制の整備・対応方針の決定・保護者連携を行う。

７　いじめ防止についての具体的な取組内容

（１）本校の現状と課題

○アンケート調査の結果から
○不登校について
○生徒指導上の諸問題について

等から分析して現状と課題を明確にする。

（２）未然防止のための取組

○授業改善，指導方法工夫（わかる授業をつくる）
○学級経営の充実・改善（社会性の育成，集団作り）
○教職員の資質向上（研修）
・本基本方針等，いじめに係る校内研修
・構成的グループエンカウンター，ソーシャルスキルトレーニング研修
・教職員の指導のあり方（不祥事防止を含む）研修
・スクールカウンセラー等，外部の専門家による研修

（３）児童の主体的な活動

○児童会活動・委員会活動の活性化
○体験活動の充実

（４）早期発見・早期取組

○児童に対する個人面談，児童及び保護者へのアンケート実施
○児童や保護者への相談窓口等の周知・広報
○いじめ発生時の対応プログラム，重大事案への対応プログラム

（５）家庭や地域，関係機関との連携

○保護者・地域への啓発，学校の取組の広報
○学校のいじめ防止基本方針や年間計画を公表し，保護者や地域住民の理解を得る。
○外部機関・関係団体等との連携を積極的に行う。必要に応じて，警察，こども家庭センター等，関係機関と連携を行う。連携については，生徒指導担当が窓口なり組織的に行う。
○スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー等の専門家との連携

（６）いじめ防止のための年間計画（別紙の添付資料による）

○いじめ防止の観点から，これまでの取組を振り返り，児童の主体的な取組を活かせるよう年間計画を作成する。

（７）いじめへの対処について

①いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

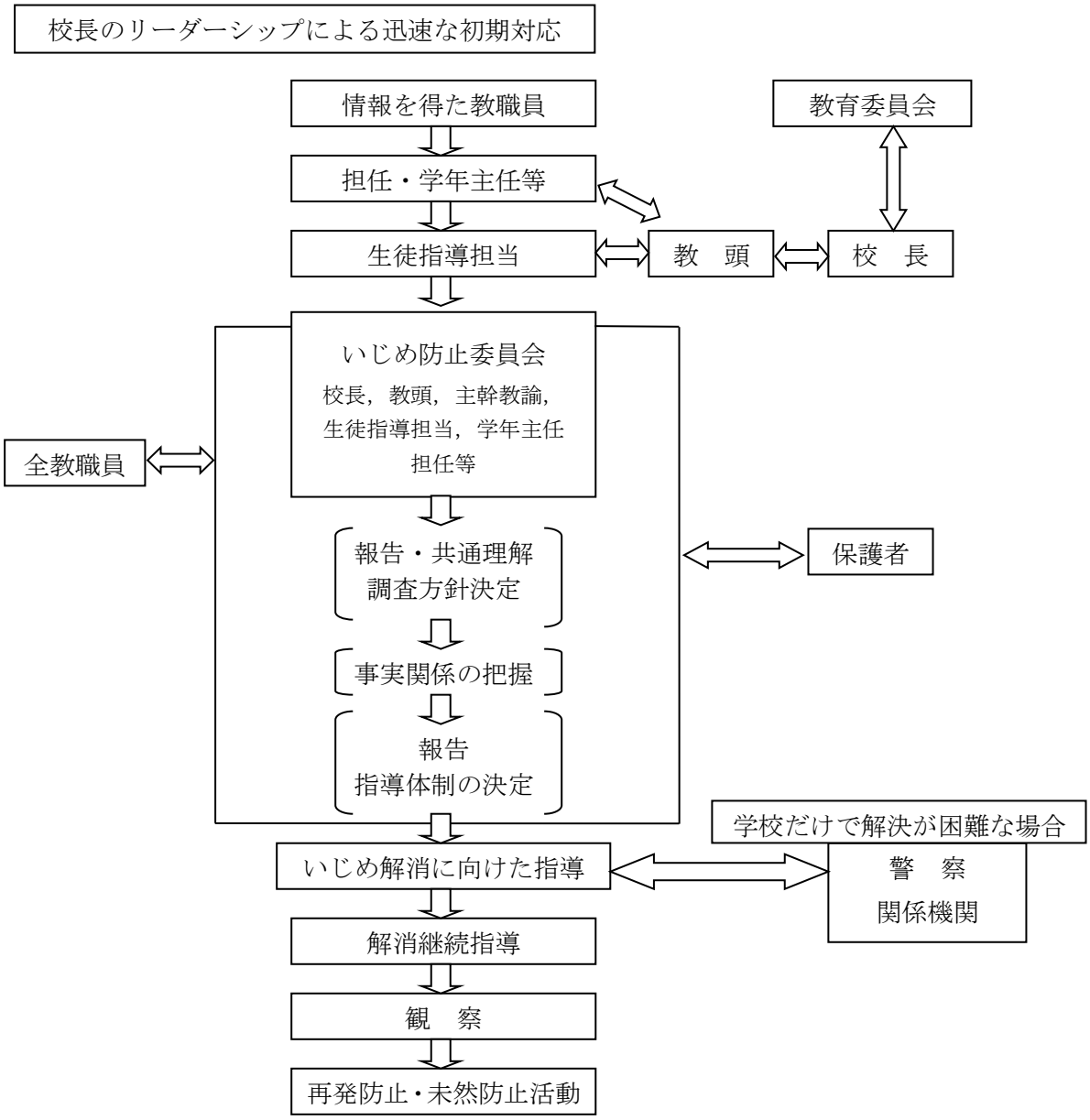

②いじめられた児童への対応

ア　児童に対して(個別面談)

○事実確認とともに，まず児童のつらい今の気持ちを受け入れ，共感することで心の安定を図る。

○「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。

○必ず解決できる希望が持てることを伝える。

○自信を持たせる言葉をかけるなど，自尊感情を高めるよう配慮する。

イ　保護者に対して

○発見したその日のうちに,家庭訪問等で保護者に面談し,事実関係を直接伝える。

○学校の指導方針を伝え，今後の対応について協議する。

○保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。

○継続して家庭と連携を取りながら，解決に向かって取り組むことを伝える。

○家庭での児童の変化に注意してもらい，どのような些細なことでも相談するよう伝える。

③いじめた児童への対応

ア　児童に対して(個別面談)

○いじめた気持ちや状況について十分に聞き，児童の背景にも目を向け指導する。

○心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと，毅然とした対応と粘り強い指導を行い，いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

イ　保護者に対して

○正確な事実関係を説明し，いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え，よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。

○「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し，事の重大さを認識させ，家庭での指導を依頼する。

○児童の変容を図るために，今後のかかわり方などを一緒に考え，具体的な助言をする。

④いじめが起きた際の集団への働きかけ

○当事者だけの問題にとどめず，学級及び学年，学校全体の問題として考え，いじめの傍観者から，いじめを抑止する仲裁者への転換を促す。

○「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を，学級・学年・学校全体に示す。

○はやし立てたる行為，見て見ぬふりをする行為も，いじめを肯定していることを理解させる。

○いじめを訴えることは，正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるよう指導する。

⑤ネットいじめへの対応

○書き込みや画像の削除等，迅速な対応を図る。

○人権侵害や犯罪，法律違反など，事案によっては警察等の専門的な機関と連携して対応していく。

（８）重大事態への対処について

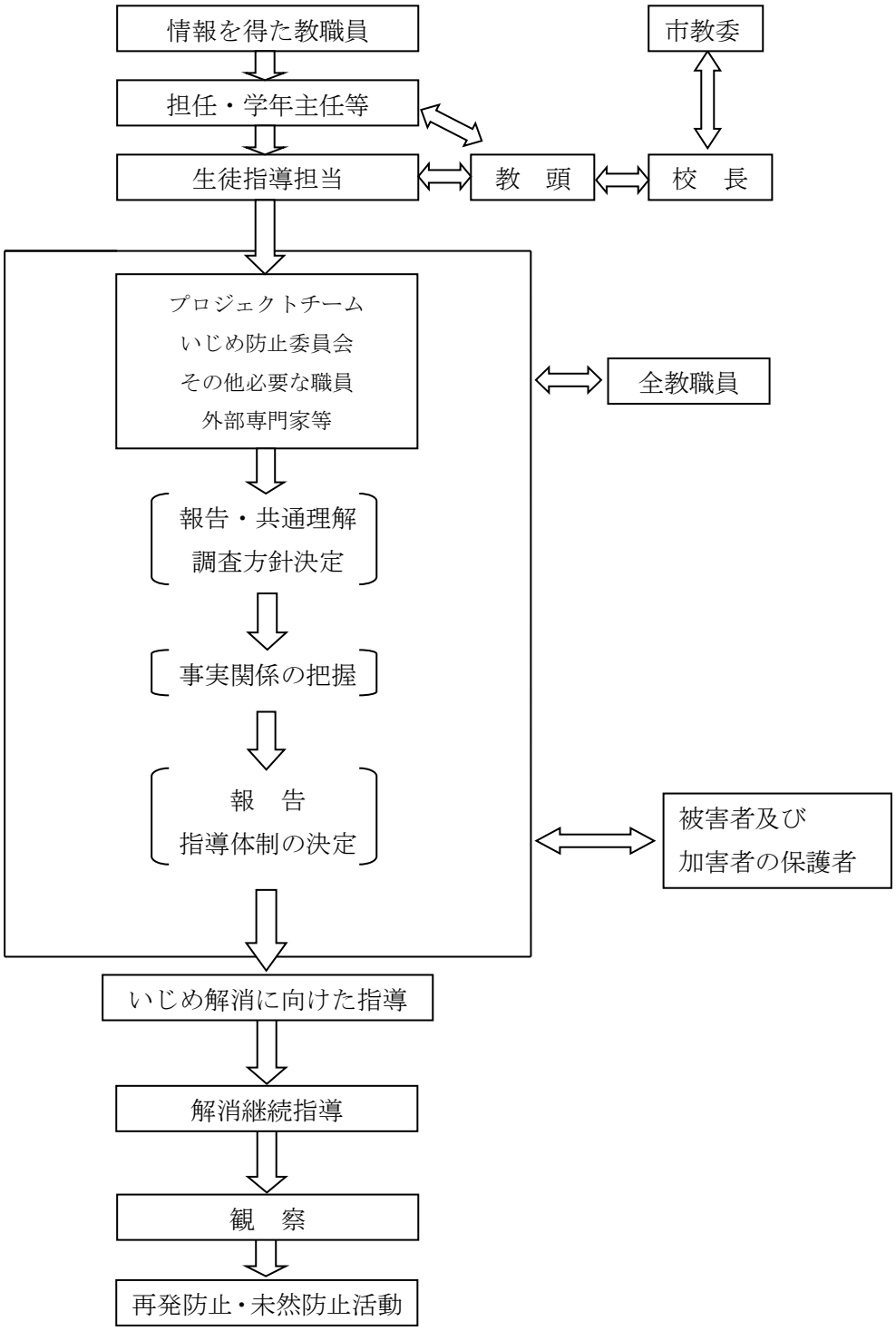

（９）基本方針や取組についての検証・修正等について

いじめ問題への取組等について，自己評価・学校関係者評価等を行い，評価をもとに改善を行う。また，その結果を公表する。